

■モデルケースでの試算

モデル世帯	合計所得 (給与収入額等)	税額		増額分	
		改正前	改正後	年税額	1期当たり※2
給与収入のみ (一人世帯) 40歳～64歳	43万円以下 (98万円以下)	19,700円 ※	21,700円 ※	2,000円	250円
	61万円 (116万円)	55,100円 ※	61,400円 ※	6,300円	788円
	115万円 (約175万円)	154,600円	173,300円	18,700円	2,338円
給与収入のみ (二人世帯) 40歳～64歳が2人	43万円以下 (98万円以下)	29,300円 ※	32,800円 ※	3,500円	438円
	139万円 (約210万円)	196,600円 ※	222,200円 ※	25,600円	3,200円
	170万円 (約255万円)	254,300円	287,600円	33,300円	4,163円
年金収入のみ (一人世帯) 65歳以上	43万円以下 (153万円以下)	15,700円 ※	17,200円 ※	1,500円	188円
	61万円 (171万円)	43,400円 ※	48,700円 ※	5,300円	663円
	117万円 (227万円)	123,000円	139,600円	16,600円	2,075円

※法定軽減による減額後の税額  
※2 納期は年8期です

問い合わせ 医療費など……………市市民課 国保年金係 ☎27-8450  
国民健康保険税……………市税務課 市民税係 ☎27-8481

新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業

灯油等購入費の一部を助成します

冬季の生活を支える燃料費や、防寒用品・雑貨などの購入費の一部を助成します。

- 対象** ①次の要件を満たす高齢者・障がい者・ひとり親世帯
- 令和4年1月1日現在、釜石市に住民登録をしている
  - 本年度の市民税が非課税（課税者に扶養されている世帯は除く）
- ※申請時、社会福祉施設に入所、または入院している世帯は対象になりません

- 高齢者世帯**…満65歳以上になる人のみで構成される世帯
- 障がい者世帯**…身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳交付区分A、特別児童扶養手当1級、要介護4以上に該当する人がいる世帯
- ひとり親世帯**…父母のどちらか一方、または父母に代わる人が18歳以下の子どもを養育している世帯

- ②令和4年1月1日現在、生活保護を受けている世帯  
生活保護世帯は申請不要です  
※社会福祉施設に入所、または入院している世帯は対象になりません

**助成額** 1世帯当たり5,000円

**支給方法** 口座振込

**申請期間** 1月17日(月)～2月18日(金) ※土・日曜日、祝日を除く

**申請方法** 申請用紙に記入し、窓口で申請してください

※該当すると思われる世帯には案内文書を送付します

**申請場所** 市高齢介護福祉課・市地域福祉課・市子ども課（市保健福祉センター2階）、各地区生活応援センター

問い合わせ 高齢者世帯……………市高齢介護福祉課 ☎22-0178  
障がい者世帯、生活保護世帯……………市地域福祉課 ☎22-0177  
ひとり親世帯……………市子ども課 ☎22-5121



令和4年度 国民健康保険税の税率を改正します

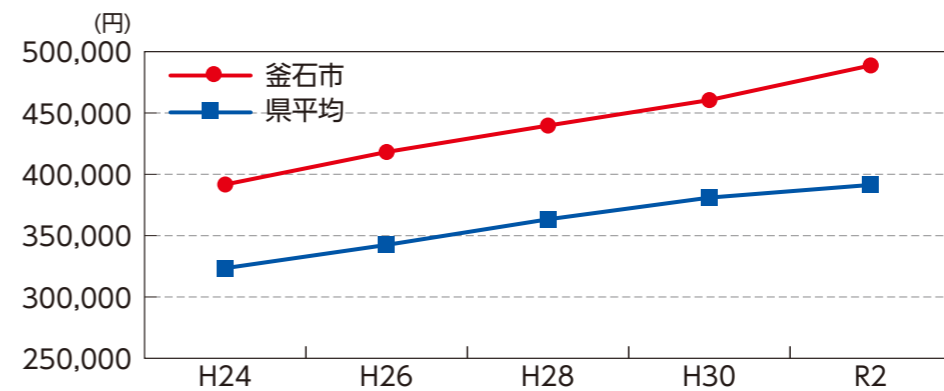
■国民健康保険（国保）の状況

国保は、病気やけがをした際に安心して医療機関を受診できるよう、加入者の皆さんの国民健康保険税（国保税）と、国などの公費で成り立っている医療制度です。

事業の安定的な財政運営のため、国および県から将来的に保険税率を統一していく方針が示されています。県内でも1世帯当たりの国保税額が低い当市は、統一税率に向けて国保税の急激な増加を抑制するため、段階的に国保税率を改正する方針です。

市町村は医療費や所得水準と連動した納付金を県に納め、県からの交付金で医療費を支払っています。医療費水準が高い当市は国保税収入だけでは納付金額を賄うことができず、財政調整基金を取り崩しています。このままでは大幅な赤字が見込まれることから、令和4年度に2回目の税率改正を実施します。

■1人当たり年間医療費の状況



■税率の改正内容

区分 (対象)	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (加入者の所得に対して)	7.0%	<b>8.2%</b>	2.5%	<b>2.9%</b>	2.8%	<b>2.9%</b>
均等割額 (加入者1人当たり)	19,400円	<b>21,200円</b>	5,800円	<b>7,400円</b>	6,900円	<b>8,600円</b>
平等割額 (1世帯当たり)	21,100円	<b>21,500円</b>	6,400円	<b>7,500円</b>	6,500円	<b>6,500円</b>

■医療費減少による国保税の引き上げ抑制効果

国保税の引き上げ幅を抑制する効果が見込まれるのが医療費の減少です。市は特定健診、若年者健診、各種がん検診を実施しています。各種健診を積極的に受診し、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防に努めましょう。ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用することも効果的です。

国民健康保険税 税率改正住民説明会を開催します

改正内容の説明の他、簡易早見表を使った税額の概算見込額の自己計算や、質疑応答を行います

日時	場所	日時	場所
1月25日(火)	14時 橋野ふれあいセンター	1月27日(木)	14時 唐丹公民館
	18時 青葉ビル		18時 鶴住居公民館
26日(水)	14時 中妻公民館	28日(金)	14時 平田集会所(応援センター)
	18時 小佐野コミュニティ会館		18時 甲子公民館